

## 「傷つきやすさ」と痛みの経験

中澤 武(明海大学)

人間は、傷つきやすい存在である。この「傷つきやすさ(vulnerability)」という語は、様々な脈略で用いられる。「傷つきやすさ」とは、そもそも、身体に受けた傷(vulnus)のことであり、転じて一般に打撃を受けて生じた傷害・苦痛・損失など、身体的・精神的なダメージを指す。現代では、社会的・技術的な意味でも用いられる語である。たとえば、社会的に弱い立場にある人々の「ヴルネラビリティ」が論じられ、情報処理技術の分野でも、システムやネットワーク上のセキュリティの欠陥を指して「ヴルネラビリティ」と言う場合がある。このように、「傷つきやすさ」は、様々な具体的状況の中で多様な意味に用いられるが、それらの状況には共通のものがある。それは、脅威となり得る力を及ぼすものと、その力を及ぼされるものとの関係である。一つの統合された組織体が、物理的・心理的等の力に働きかけられ、否応なく脅威にさらされる。もしも、この脅威がある限度を越えて強まり、組織体の統合ある状態が損なわれれば、組織体と外部との境界領域には、痛みや傷のような可逆的・不可逆的な変異が生じる。場合によっては、組織体それ自体の崩壊につながることもある。いずれにせよ、「傷つきやすさ」の意味は具体的状況の中で定まるのであり、状況の多様に応じて様々な意味が生じてくる。

とはいえ、人間の「傷つきやすさ」は、決して一部の特別な場合に限られた事柄ではない。この概念には、人間が病気・障害・老化・死などに対して脆弱な存在であり、痛みの経験を共にする中で互いに配慮し得る存在であるという普遍的な人間性への洞察が込められている。この洞察がいま、国際的なレベルで新たな普遍的意義を認められようとしている。たとえば、ユネスコの「生命倫理と人権に関する世界宣言」(2005年)は、第8条で「科学知識、医療行為および関連する技術を適用し、推進するにあたり、人間のヴルネラビリティが考慮されるべきである」と述べている。また、このユネスコ宣言の背景をなしているEUの「バルセロナ宣言」(1998年)では、生物医学とバイオテクノロジーの急激な進展という現実と直面して、今後、人間性の将来に何を望むかという問題意識のもと、従来のアメリカ流の生命倫理とはまた違う、新しい倫理原則が掲げられている。この場合、特に従来の自律重視の生命倫理に対して、自律・尊厳・統合不可侵(integrity)と並んで、「傷つきやすさ」の概念が、将来の人間性保護を意図した規範的な枠組みを構成していることが注目される。「バルセロナ宣言」によれば、これらの四つの概念は決してばらばらに独立したものではなく、相互依存の関係にあるとされ、特に「傷つきやすさ」を中心として、他者への配慮を重視したひとつの体系をなすと考えられる。「傷つきやすさ」は、自律・尊厳および「統合不可侵」と分かちがたく結び合わされた倫理原則として、普遍的意義を認められているのである。

さて、近代以降の生物医学は技術的に長足の進歩を遂げ、かつて「業病」として恐れられた病苦を克服するための薬や治療法を次々に開発してきた。現在では、特にiPS細胞の登場によって、再生医療が飛躍的進展を見せつつあり、医学研究は、やがて、創薬・難病治療・臓器作成等の技術開発により、人間の身体的な「傷つきやすさ」それ自体の克服を目指すとも考えられる。とはいえ、老化や死の治療が医学の現実的な選択肢となるのは、まだ遠い未来のことだろう。また、たとえどれほど技術が進んだとし

ても、あるいは、疲弊した身体部分を代用できる組織や臓器が際限なく提供されるようになったとしても、傷つき痛む経験を人間の生から完全に排除することはできないだろう。なぜなら、「傷つきやすさ」とは、本来、人間存在の有限性を意味するものだからである。

そのような意味での「傷つきやすさ」は、単なる事実の中立的表現ではなく、いつか克服されるべき課題にとどまるものでもない。具体的な状況の中で経験される「傷つきやすさ」は、むしろ、他者への配慮を求める根拠としての積極的な意義を有するのである。ヴィクトール・フォン・ヴァイツゼッカーが『痛み』と題する小論の冒頭に掲げた「原光景」は、そのことを示す一例である。「幼い姉は、幼い弟が痛がっているのを見ると、知らず知らずのうちに優しく手を差し伸べて、弟が痛がっている所に触れて撫でてやろうとする。この小さな手の中には、本来、医の全てが潜んでおり、痛む四肢の中には、病の全てが潜んでいるのであって、この事情は、この先どこまで行っても変わることがない。将来の医療行為の本質もまた、そこに潜んでいるのである。」もちろん、痛みの経験には、本人だけの閉じられた主観的体験としての側面があり、他人は、本人の痛み行動から自身の経験をもとに本人の痛みを推測するしかない。とはいえ、前記の「原光景」には、痛み行動の意味とその解釈を通して配慮の実践につながる、痛み経験の開かれた側面も見出される。ここでは、人間の傷つきやすさは、技術的克服の対象ではなく、痛む人に寄り添い支える気遣い(ケア)の根拠である。

では、このような気遣いは、そもそも、どのような条件のもとに生起するのか。その条件とは、単に、他者の苦しみに配慮のできる恵まれた素質にすぎないのか。それとも、他者との共感の根底には、何らかの一般的原理が見出せるのだろうか。

他者の苦しみを目の当たりにして、感覚的・感性的に自らの生の傷つきやすさを自覚し、この感性的な知に基づいて他者の苦しみを共に感知することは、人間の普遍的素質である。近代ヨーロッパにおける倫理思想の伝統において、そのような感性的な知の意義を指摘したのは、ジャン=ジャック・ルソーであった。ルソーは、『人間不平等起源論』の中で、「弱く、多くの苦痛にさらされている」人間にとって、「ふさわしい素質」の存在を指摘する。この「素質」とは、「憐れみ」である。「憐れみ」は、人間にとって「いっさいの反省的思考に先立つ純粋な自然の衝動」であり、「それだけいっそう普遍的で、人間にとって有益な徳」である。そのうえで、ルソーは、人間にこのような原理が備わっている理由を、それは人間が「共感する感性的存在」だからだと言う。他者との共感を支える一般的原理とは、人間が感性的存在であることなのである。具体的な状況の中で、傷つきやすい他者と出会い、その傷つき痛む様を目の当たりにするとき、感性的存在である人間は、自らの「傷つきやすさ」を感知し、この自己認識を介して、「傷つきやすい」他者に対する気遣いの実践へと導かれるのである。